

一般社団法人移行に伴う定款施行に必要な細則類 改廃(案)

1. 細則改定の趣旨

内閣府(公益認等委員会)へ申請していた当センターの一般社団法人移行は 2013 年 2 月 8 日、内閣府公益認定等委員会から内閣総理大臣に対して、当センターの一般社団法人(非営利型)への認可の答申書が出され、2013 年 4 月 1 日より「一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター」へ移行となる。

この一般社団法人への移行に伴い、移行後の定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び関係法規との整合が必要なため、現在運用されている定款施行に必要な細則(一般社団法人移行後の定款により改廃は総会承認と規定されている)を以下のとおり、一般社団法人への移行登記完了を停止条件として改廃する。なお、今回の改廃は、現行の運用等に変更を及ぼす内容の修正等はない。

【補足】特例民法法人の間に定めた諸規程は、移行後適用された法人法の定め及び、新定款に反しない限り有効である。但し、移行後、新制度(新定款に)反しているか、旧定款の条文を引用している場合には、現行の規程に内容、趣旨等の変更がなくとも、これを新定款に合わせるための改正が総会等で必要となる。

2. 改廃する細則類 一覧 …各改正案は次頁以降、新旧対照表 は資料 4-2

(1) 改正する細則類

定款細則等名	一般社団法人移行後の定款の定め	改正内容、補足
入会金及び会費等に関する細則 全文 P2	(会費の負担) 第 7 条～(略)～ 2 会費の金額は、 <u>総会の決議を経て別に定める。</u> 3 ～(略)～	法人名、規程名称(入会金制度廃止)、入会金 規定条文の削除、記述の適切化のための文言修正
役員選任方法に関する細則 全文 P4	(選任等) 第 2 2 条 理事及び監事は、理事会及び正会員の推薦を受けた者の中から、 <u>総会において選任する。推薦及び選任の方法は、総会の決議を経て別に定める。</u> 2 ～(略)～	法人名、参照条文、条文番号の修正、記述の適切化のための文言修正
役員に対する費用弁償に関する細則 全文 P5	(報酬等) 第 2 7 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、 <u>総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u> 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、 <u>総会の決議を経て、理事会が別に定める。</u>	法人名、参照条文、記述の適切化のための文言修正
常勤役員報酬規程 全文 P6	(報酬等) 第 2 7 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、 <u>総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u> 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、 <u>総会の決議を経て、理事会が別に定める。</u>	法人名、参照条文、記述の適切化のための文言修正、(決定機関)の修正 → (法人法 89 条、105 条 1 項)。 *常勤役員の就任実績は過去、現在なし

(2) 廃止する細則

定款細則等名	一般社団法人移行後の定款の定め	改正内容、補足
議決権数に関する細則 全文 P7	(議決権) 第 1 5 条 総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。	1 正会員 1 議決権の明確化による →定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各 1 個の議決権を有す(法人法 48 条)。 *別段の定めは 2001 年度を以て撤廃している

3. 改正する細則改正案

会費等に関する細則

(2005年4月1日改正)

(2006年4月1日改正)

(2013年3月15日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第7条第2項の規定に基づき、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会費等

(入会方法)

第2条 正会員および賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出し、理事会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会費を納入しなければならない。

2 事務局は、理事会による入会承認後、入会年度の会費の納入を確認し、入会を希望した者に対し入会通知書を発行する。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会費の金額)

第3条 正会員の会費年額は、当該会員の選択により別表「会費分類」記載のいずれかの会費とする。ただし、同表記載の個人正会員推薦枠によって推薦された個人正会員の会費は免除する。

2 会費年額の変更は、前年度末までに所定の会費分類選択届を提出することにより行う。この会費分類選択届が提出されなかった場合は、前年と同一の会費分類が選択されたものとみなす。

3 賛助会員の納める年会費は一口100,000円とし、一口以上とする。

(会費の納入方法)

第4条 会費の納入方法は、理事長が別に定める銀行への振込みとする。

2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

別表「会費分類」

会費分類	会費年額	個人正会員推薦枠
会費 S	10,000,000 円	9
会費 A	5,000,000 円	4
会費 B	2,500,000 円	1
会費 C	1,000,000 円	0
会費 D	500,000 円	0
会費非営利(注)	300,000 円	0

(注) 会費分類“会費 非営利”を選択できる正会員及び入会希望者は、理事会が以下の2つの要件を満たしたと認めた法人、団体、組織とする。

- ・非営利の法人、団体、組織であること
- ・公共若しくは公益に関する事業、サービスを行っていること

附則

- 1 この細則は、2001年4月1日から施行する。
- 2 この細則別表の定めにかかわらず、2001年3月31日現在の会員で、理事会が非営利団体正会員と認める正会員の2001年度分および2002年度分の会費年額は、それぞれ300,000円とする。
- 3 この細則施行のときに、細則第3条の選択をしていない会員は、会費Dを選択したものとみなす。

附則 2

- 1 この細則は、2003年3月7日から施行する。
- 2 この細則別表の定めにかかわらず、2001年3月31日現在の会員のうち、理事会が非営利団体正会員と認める正会員の2003年度分および2004年度分の会費年額は、それぞれ300,000円とする。

附則 3

- 1 この細則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 この細則別表の定めにかかわらず、2001年3月31日現在の会員のうち、理事会が非営利団体正会員と認める正会員で、かつ、非営利団体協議会に参加する正会員の2005年度分の会費年額は、300,000円とする。

附則 4

- 1 この細則は、2006年4月1日から施行する。

附則 5

- 1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

役員選任方法に関する細則

(1997年5月16日改正)

(2013年3月15日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第22条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの役員を選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員を選任

(理事の選任)

第2条 理事は、理事会が推薦する者及び10以上の正会員の推薦を受けた者の中から選任する。ただし、一つの正会員の推薦できる候補者は1名とする。

2 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合、その候補者が理事となる。ただし、総会において出席正会員の議決権総数の過半数の不信任があった候補者は、理事となることができない。

3 第1項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、理事の定数上限連記の総会における投票により、理事を選任する。ただし、理事に選任されるためには、出席正会員の議決権総数の過半数の得票数を得なければならない。この投票においては累積投票は行わない。

4 前項の投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。

5 第2項及び第3項の結果、定数の下限に満たない場合の選任方法は総会で定める。

6 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する10以上の個人正会員または団体正会員の代表者が署名捺印をし、現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間に理事長に提出しなければならない。

(監事の選任)

第3条 監事の選任には、前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

(欠員及び増員による役員を選任)

第4条 欠員及び増員により、理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第2条及び第3条の規定を準用する。この場合において、第2条第6項の「現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間」とあるのは、「総会開催の通知を行った日から総会開催日の前日まで」と読み替えるものとする。

附則

1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

附則2

1 この細則は、1997年5月16日から施行する。

附則3

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

役員に対する費用弁償に関する細則

(1997年5月16日制定)

(2013年3月15日改正)

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第27条第3項の規定に基づき、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、「JPNIC」という。)の役員の会議出席謝金及び原稿執筆謝金に関する事項を定めることを目的とする。

(会議出席謝金)

第2条 JPNICが業務上の必要性から開催する会議に役員が出席した場合は、対価として謝金を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第3条 役員がJPNICの運営及び活動に必要な原稿を執筆した場合は、対価として謝金を支払うものとする。

(会議出席謝金の単価)

第4条 謝金の単価は1時間当たり8,500円とする。ただし、1回の会議の時間が8時間を超える場合には、8時間を上限とする。

(原稿執筆謝金の単価)

第5条 謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,500円とする。

附則

1 この細則は、1997年3月31日に遡って適用する。

附則2

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

常勤役員報酬規程

(2003年11月27日制定)

(2013年3月15日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という。）定款第27条1項の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、当センターが常勤役員に対し、その役務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 本規程の改廃は総会の決議による。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、年俸とする。

2 年俸額は、別表の定めに従い理事長が別に決定する。

3 退職慰労金は支給しないものとする。

(通勤手当の取扱い)

第5条 役員の通勤手当は原則として、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第6条 役員報酬は、12等分し職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任するとき、又は月の途中で役員を退任したときもしくは死亡したときは、報酬の計算は日割計算によるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

1 この規程は、2003年11月27日から施行する。

附則2

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行する。

(別表)

役員報酬規程第4条第2項に定める常勤役員の年俸の最高限度額は下記のとおりとする。

記

19,500 千円

4. 廃止する細則

議決権数に関する細則

(2001年2月19日改正)

(2013年3月15日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第23条の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの総会の議決権数に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 議決権

(総会の議決権)

第2条 正会員の有する議決権の数は、次の表により定める。

参加組織数	議決権数
1	1

(参加組織)

第3条 正会員の参加組織数は、法人、任意団体を問わず、入会が承認された組織体を1とする。

附則

1 この細則は、2001年4月1日から施行する。

附則 2

1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日をもって廃止する。